

岩手県教育委員会が行う政策等の評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年12月27日

岩手県教育委員会

委員長 八重樫 勝

岩手県教育委員会規則第10号

岩手県教育委員会が行う政策等の評価に関する規則の一部を改正する規則

岩手県教育委員会が行う政策等の評価に関する規則（平成15年岩手県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(大規模事業評価の時期) 第10条 [略]</p> <p>(大規模事業評価の基準) 第11条 大規模事業評価の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(大規模事業評価の方法) 第12条 [略]</p>	<p>(大規模事業評価の時期) 第10条 [略]</p> <p><u>2 大規模事業評価のうち事後評価の時期については、別に定める。</u></p> <p>(大規模事業評価の基準) 第11条 大規模事業評価のうち<u>事前評価</u>の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(大規模事業評価の方法) 第12条 [略]</p> <p><u>2 大規模事業評価のうち事後評価の方法は、その対象となる事業によって整備された施設を利用する者等からの意見聴取、当該事業の自然環境への影響等についての確認及び当該事業の効果等について検証することにより、当該事業と同種の事業の実施方法及び事後評価の方法の見直し等の必要性を検討することによるものとする。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成24年1月1日から施行する。